


# 新たな

# 農業委員会制度

## が始まります！



農業委員会が、その主たる使命である、  
「農地利用の最適化」を  
より良く果たせるようにするために

農林水産省

<b>農業委員会改革の考え方</b> .....	1
<b>農業委員会の改革</b> .....	2
1 事務の重点化等 .....	2
(1) 農地等の利用の最適化の推進 .....	2
(2) 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定 .....	3
(3) 農業委員と推進委員の連携 .....	4
(4) 農地中間管理機構との連携 .....	4
(5) 農地等利用最適化推進施策の改善意見の提出 .....	5
2 農業委員及び推進委員の選任 .....	6
(1) 農業委員の任命及び推進委員の委嘱 .....	6
(2) 推薦・募集及び任命・委嘱に際しての留意事項 .....	7
3 農業委員を任命する際の要件 .....	9
4 推進委員を委嘱する際の要件 .....	12
5 任命・委嘱後の留意事項 .....	13
6 農業委員会が推進委員を委嘱しないことができる市町村 .....	13
7 農業委員及び推進委員の定数等 .....	14
(1) 農業委員の定数 .....	14
(2) 推進委員の定数 .....	15
(3) 農業委員及び推進委員の報酬等 .....	15
8 部会の設置及び構成 .....	15
9 農業委員及び推進委員の秘密保持義務 .....	16
10 農業委員の任期の経過措置 .....	16
11 職員の確保及び資質の向上 .....	17
12 情報の公表等 .....	17
(1) 農業委員会の情報の公表 .....	17
(2) 活動目標等の設定・公表 .....	17
(3) 農林水産大臣及び都道府県による情報の公表 .....	18
(4) 農地情報の適切な管理 .....	18
<b>農業委員会ネットワーク機構</b> .....	19
1 農業委員会ネットワーク機構への移行 .....	19
2 役員又は職員の秘密保持義務 .....	19
3 農地等利用最適化推進施策の改善意見の提出 .....	20
<b>問合せ先一覧</b> .....	21

# 農業委員会改革の考え方

農業委員会は、その主たる任務である、担い手への農地等の利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など、農地等の利用の最適化を積極的に推進していくことが、何よりも重要です。

今般の農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正では、農業委員会の主たる使命をより良く果たせるよう、

## ① 農業委員会の事務の重点化

農地等の利用の最適化の推進が最も重要な事務であることを明確にする

## ② 農業委員の選出方法の変更

地域の農業をリードする担い手が透明なプロセスを経て確実に農業委員に就任するようにするため、

ア 公選制を廃止し

イ 市町村長が市町村議会の同意を得て任命する方法に改め

ウ その際、農業委員の過半数は、原則として、認定農業者でなければならない

## ③ 農地利用最適化推進委員の新設

主に合議体としての意思決定を行う農業委員とは別に、担当区域における農地等の利用の最適化の推進のための現場活動を行う農地利用最適化推進委員を新設する

## ④ 都道府県農業会議及び全国農業会議所の農業委員会のサポート組織としての機能の強化

一般社団法人に移行して、都道府県知事又は農林水産大臣が農業委員会ネットワーク機構として指定する

ことを内容とする農業委員会改革を行い、平成28年4月1日から改正法が施行されました。

# 農業委員会の改革

## 1 事務の重点化等

### (1) 農地等の利用の最適化の推進

#### ① 事務の重点化

農地等の利用の最適化の推進に関する事務を、農業委員会の最も重要な事務として位置付けました(法第6条第2項)。

農地等の利用の最適化の推進とは、

- ① 担い手への農地利用の集積・集約化
- ② 遊休農地の発生防止・解消
- ③ 新規参入の促進

による、農地等の利用の効率化及び高度化の促進を行うことをいいます。

農地等の利用の最適化(担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進)を強力に進めていくために

#### 従前

##### 【必須事務】

- ① 農地法等によりその権限に属させた事項

##### 【任意事務】

- ② 担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消

- ③ 法人化その他農業経営の合理化

- ④ 農業等に関する調査及び研究

- ⑤ 農業及び農民に関する情報提供

- ⑥ 農業及び農民に関する事項についての意見公表、行政庁への建議又は諮問への答申

任意事務から  
必須事務に  
位置付ける

法的根拠がなくても  
行えるため、法令  
事務から削除

#### 改革後

##### 【必須事務】

- ① 農地法等によりその権限に属させた事項

- ② 農地等の利用の最適化(担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進)の推進

##### 【任意事務】

- ③ 法人化その他農業経営の合理化

- ④ 農業一般に関する調査及び情報提供

農地等の利用の最適化に関する施策について、PDCA(計画・実行・評価・改善)サイクルを回して改善していくため、必要がある場合には、関係行政機関に対し施策の改善意見を提出しなければならない



## ② 農地利用最適化推進委員の新設

現在の農業委員会の機能が、委員会としての決定行為、各農業委員の地域での活動の2つに分けられることを踏まえ、それぞれが的確に機能するようにするために、主に合議体としての意思決定を行う農業委員とは別に、担当区域における農地等の利用の最適化の推進のため、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）を委嘱しなければならないこととされています（法第17条第1項）。

推進委員は、担当区域において、

- ① 人・農地プランなど、**地域の農業者等の話し合い**を推進
- ② 農地の**出し手・受け手へのアプローチ**を行い、農地利用の集積・集約化を推進
- ③ **遊休農地の発生防止・解消**を推進

といった現場活動を行うこととなります。


その際、**農地中間管理機構と連携することが重要**です。

### (2) 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定

農地等の利用の最適化の推進の公正な実施と各現場での推進委員の活動の整合性を確保するため、農業委員会は、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（以下「指針」という。）を定めるように努めなければならないこととされました（法第7条第1項）。

農業委員会は、指針の策定に当たっては、**担い手への農地の利用集積面積、遊休農地解消面積、新規参入者数等の農地等の利用の最適化の推進に関する数値目標**を定めるとともに、その**目標の達成に向けた具体的な推進の方法**を定める必要があります。

なお、指針については、推進委員を委嘱する農業委員会においては推進委員の委嘱後速やかに、法第17条第1項ただし書の規定により推進委員を委嘱しない農業委員会においては任命制による農業委員の就任後速やかに定めることが適当です。



### (3) 農業委員と推進委員の連携

農業委員会が農地等の利用の最適化の推進の成果をあげるためには、農業委員と推進委員が密接に連携し、それぞれの使命を十分に果たしていくことが重要です。

このため、

- ① 農業委員会は、指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、推進委員の意見を聴かなければならないこと(法第7条第2項)
  - ② 推進委員は、指針に従って活動を行うこと(法第17条第4項)
  - ③ 農業委員会の総会又は部会は、推進委員に対し、いつでも、その活動について報告を求めることができ、推進委員は、その担当する区域内における農地等の利用の最適化の推進について、総会又は部会の会議に出席して意見を述べるができること(法第29条)
- が法で定められたところです。

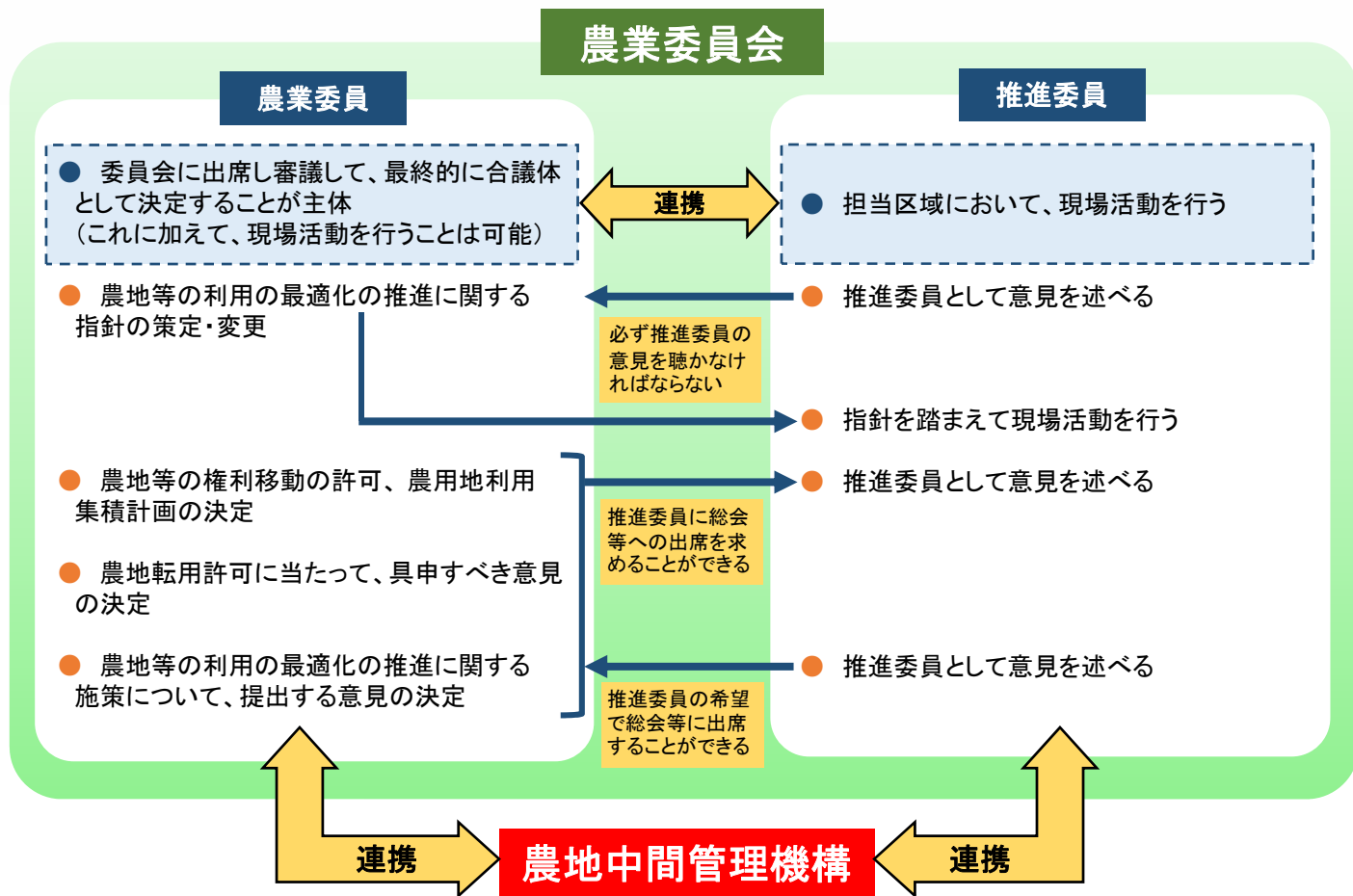
また、これ以外の場面も含めて、農業委員会の機能を最大限に発揮するためには、農業委員と推進委員が協力して事務を行うことが必要です。

### (4) 農地中間管理機構との連携

担い手への農地等の利用の集積・集約化や遊休農地の発生防止・解消を進めるためには、**推進委員と農地中間管理機構が互いに連携**し、地域の農業者・地権者等の話合いの推進や出し手の掘り起こし等を行うことが重要です。

このため、推進委員は、その活動を行うに当たっては、農地中間管理機構との連携に努めなければならないと規定されたところです(法第17条第5項)。

農地等の利用の最適化の推進に関する事務は、担い手への農地等の利用の集積・集約化や遊休農地の発生防止・解消を目的とする農地中間管理機構の業務と農業委員会の所掌事務が連動することで政策効果が大きくなることから、**推進委員のみならず、農業委員の活動を含めて農業委員会と農地中間管理機構が密接に連携**することが求められます(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第23条)。



### (5) 農地等利用最適化推進施策の改善意見の提出

農地等の利用の最適化の推進に関する施策（以下「農地等利用最適化推進施策」という。）について、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルにより改善していくため、農業委員会は、その所掌事務の遂行を通じて得られた知見に基づき、必要があると認めるときは、関係行政機関又は関係地方公共団体（以下「関係行政機関等」という。）に対し、農地等利用最適化推進施策の改善意見を提出しなければならないこととされています（法第38条第1項）。

この意見については、農地等利用最適化推進施策に関わる農業・農村の問題を幅広くみ上げた現場の意見が反映されるようにすることとされており、予算・税制等に関する意見も含まれます。

また、改善意見の提出を受けた関係行政機関等は、農地等利用最適化推進施策の企画立案又は実施に当たっては、当該意見を考慮しなければならないこととされています（同条第2項）。

## 2 農業委員及び推進委員の選任

### (1) 農業委員の任命及び推進委員の委嘱

今般の改正では、従前の公選制を廃止し、農業委員については市町村長の任命により、推進委員については農業委員会の委嘱により、それぞれ選任することとされました(法第8条第1項及び第17条第1項)。

その際、市町村長又は農業委員会は、農業委員の任命又は推進委員の委嘱を行うに当たっては、農業者、農業者が組織する団体その他の関係者に対し、候補者の推薦を求めるとともに、農業委員又は推進委員になろうとする者の募集をし、結果を公表・尊重することとされました(法第9条及び第19条)。

#### 農業委員の選任方法

市町村長は、推薦・募集を実施

市町村長は、推薦・募集の情報を整理し、公表

市町村長は、推薦・募集の結果を尊重して、  
選任議案を作成

市町村議会が同意

市町村長が任命

#### 推進委員の選任方法

農業委員会は、農業委員会が定める区域ごとに  
推薦・募集を実施

農業委員会は、推薦・募集の情報を整理し、公表


農業委員会は、推薦・募集の結果を尊重

農業委員会が委嘱

#### 【推薦・応募の書面の記載事項】

- ① 推薦をする者の氏名、住所、職業、年齢、性別(団体等の場合は、名称、目的、代表者名、構成員資格等)
- ② 推薦を受ける者又は応募者の氏名、住所、職業、年齢、性別、経歴、農業経営の状況
- ③ 推薦を受ける者又は応募者が認定農業者(認定農業者が定数の8倍以下の場合には、認定農業者又は準ずる者)に該当するか否かの別(農業委員のみ)
- ④ 推薦又は応募の理由
- ⑤ 推薦をする者が同一の者について農業委員及び推進委員の両方に推薦しているか否かの別(応募の場合には、農業委員及び推進委員の両方に応募しているか否かの別)
- ⑥ 推進委員の場合には、推薦・応募を行う区域





## (2) 推薦・募集及び任命・委嘱に際しての留意事項

### ① 推薦・募集の開始

ア 農業委員と推進委員の推薦・募集は同時に行うことができ、また、同一の者が、同時に、農業委員及び推進委員に推薦され、又は応募することができることとなっています(農業委員会等に関する法律施行規則(昭和26年農林省令第23号。以下「規則」という。)第4条)。

これは、新たな農業委員会の事務は、農業委員と推進委員が分担・協力して行うことになっているため、農業委員の任命と推進委員の委嘱を同時に行うことが求められるためです。

この場合、推進委員の推薦・募集の手続は、任期満了前の農業委員会が行うこととなりますが、推進委員の委嘱は、新たに任命された農業委員で構成する農業委員会が行うこととなります。

イ 農業委員の選任に当たって、あらかじめ地区や団体ごとの定数枠を設けて、推薦を求めることは、当該地区や団体の構成員で募集に応募しようとする者の選任の機会を制限することになるため、適当ではありません。

ウ 推進委員を委嘱しようとするときは、各推進委員が担当する区域を定めて(法第17条第2項)、当該区域ごとに推薦・募集を行うこととされています(法第19条第1項)。その際、いずれの推進委員も担当しない区域が生じないようにする必要があります。

エ 従前の選挙委員は農業委員会の区域内に住所を有する者に被選挙権が付与されていましたが、改正後の農業委員にはこのような制限はなく、例えば、農業委員会の区域内に住所を有さないものの当該区域内において農業経営を行っている者や当該区域の農業事情に詳しい者等が農業委員に推薦され、又は応募することも可能です。



## ② 推薦・募集期間及び推薦・応募状況の公表

推薦・募集の期間は、おおむね1ヶ月としなければなりません(規則第7条第2項及び第13条第2項)。

推薦・応募の状況については、推薦・応募の書面の記載事項のうち住所を除き、インターネット等により、推薦・募集の期間の中間時点において一度公表し、当該期間の終了後は遅滞なく公表することとしています(規則第6条及び第12条)。

推薦・募集の期間の中間時点において、候補者の数が定数に達していない場合や農業委員の過半を認定農業者とする要件を満たしていない場合には、候補者不在の地域や担い手農業者グループに働きかけを行うことが求められます。

また、推薦・募集の期間、書類の提出方法その他推薦・募集に関し必要な事項は市町村長又は農業委員会が定め、インターネット等により公表することとしています(規則第7条及び第13条)。

## ③ 候補者数が定数を超えた場合又は定数に満たない場合の対応

市町村長又は農業委員会は、推薦を受けた者及び募集に応募した者の数が定数を超えた場合その他必要と認める場合には、関係者からの意見の聴取その他の任命過程又は委嘱過程の公正性及び透明性を確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととしています(規則第5条第2項及び第11条第3項)。

ここでいう「必要な措置」については、市町村長又は農業委員会が自ら考案した方法をとればよいですが、一般的には、

- a 推薦を受けた者及び募集に応募した者や推薦者の意見を聴くこと
- b 前任の農業委員又は推進委員の意見を聴くこと
- c パブリックコメントを行うこと
- d 選定委員会を設けること

等が考えられます。



また、推薦を受けた者及び募集に応募した者の数が定数に満たなかった場合には、

a 推薦・募集の期間を延長すること

b 農業者、農業者が組織する団体その他の関係者に対して積極的に働きかけること

等により定数を満たす努力をする必要があります。このような努力を行ってもなお定数を満たすことが困難な場合には、推薦を受けた者及び募集に応募した者以外の適当と認める者の中から、市町村長が農業委員の候補者とする又は農業委員会が推進委員として委嘱することも可能です。

#### ④ 農業委員の任命

農業委員の任命については、議会の同意を得ずに市町村長による専決処分をすることはできません。これは、「委員は、その任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う」とされており(法第10条第2項)、委員の任期満了により農業委員会の事務が直ちに停滞するものではないことから、「特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がない」として、議会の同意を得ずに市町村長が専決処分をする理由がないものと解されるためです。

### 3 農業委員を任命する際の要件

#### ① 農業委員の任命

農業委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから任命することとされました。

#### ② 農業委員となることができない者

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は受けることがなくなるまでの者を農業委員に任命することができません。

#### ③ 認定農業者等要件

地域の農業をリードする担い手が透明なプロセスを経て確実に農業委員に就任するようにするために、次に掲げる事項が満たされなければなりません。

##### ア 原則

農業に積極的に取り組んでいる担い手の意見が農業委員会の運営に的確に反映されるよう、市町村長は、農業委員の任命に当たっては、原則として、認定農業者である個人又は認定農業者である法人の業務を執行する役員又は当該法人の使用人であって、当該法人の行う耕作又は養畜の事業に関する権限及び責任を有する者(以下「認定農業者等」という。)が農業委員の過半数を占めるようにしなければなりません(法第8条第5項)。



## イ 例外

農業委員会によっては、区域内の認定農業者の数が少ないなど原則どおりの委員構成とすることが困難な場合もあることから、次のA～Eに掲げる場合は、例外が設けられています(同項ただし書及び規則第2条)。

A 当該農業委員会の区域内の認定農業者の数が農業委員の定数の8倍を下回る場合において、農業委員の過半数を認定農業者等又は規則第2条第1号に掲げる以下の者(以下「認定農業者等に準ずる者」という。)とすることについて、当該市町村の議会の同意を得たとき(同号)

イ 認定農業者等であった者

ロ 認定農業者の行う耕作又は養畜の事業に従事し、その経営に参画する当該認定農業者の親族

ハ 認定就農者(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。以下同じ。)である個人

ニ 認定就農者である法人の業務を執行する役員又は使用人(当該法人の行う耕作又は養畜の事業に関する権限及び責任を有する者に限る。以下同じ。)

ホ 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項第1号ハに規定する組織の役員

ヘ 農業の振興に関する国又は地方公共団体の計画において位置付けられた農業者である個人であって、当該農業委員会の区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれるもの

ト 農業の振興に関する国又は地方公共団体の計画において位置付けられた農業者である法人であって、当該農業委員会の区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれるものの業務を執行する役員又は使用人

チ 農業の経営又は技術について優れた知識及び経験を有し、地域において指導的立場にある者として地方公共団体に認められた農業者

リ 基本構想(農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。以下同じ。)における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達している者(以下「基本構想水準到達者」という。)である個人

又 基本構想水準到達者である法人の業務を執行する役員又は使用人



B Aによることとしても農業委員の任命に著しい困難を生ずることとなる場合において、農業委員の少なくとも4分の1を認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者とするについて当該市町村の議会の同意を得たとき(同条第2号)

「農業委員の任命に著しい困難を生ずることとなる場合」とは、区域内の認定農業者等及び認定農業者等に準ずる者の数が農業委員の定数の過半数に満たない場合のほか、推薦・募集の期間の延長、認定農業者等及び認定農業者等に準ずる者に対する市町村からの積極的な働きかけなど相当の努力を行ったにもかかわらず、なおAによることができない場合が該当します。

C Bによることとしても農業委員の任命に著しい困難を生ずることとなる場合において、そのことについて農林水産大臣の承認を得たとき(同条第3号)

「農業委員の任命に著しい困難を生ずることとなる場合」とは、区域内の認定農業者等及び認定農業者等に準ずる者の数が農業委員の定数の4分の1に満たない場合のほか、推薦・募集の期間の延長、認定農業者等及び認定農業者等に準ずる者に対する市町村からの積極的な働きかけなど相当の努力を行ったにもかかわらず、なおBによることができない場合が該当します。

D 農業委員会の設置が義務付けられていない市町村である場合(同条第4号)

E 基本構想を策定していない市町村である場合(同条第5号)

ウ 上記A及びBの議会の同意は、農業委員の任命に当たってあらかじめ得ておかなければならないものではなく、農業委員の任命に関する議会の同意と同時に諮ることで差し支えありません。

エ 農林水産大臣の承認を得ようとする農業委員会は、区域内の認定農業者等及び認定農業者等に準ずる者の人数、農業委員候補者のうち認定農業者等の数、農業委員の少なくとも4分の1を認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者とするのが著しく困難な理由等を記載した申請書を農林水産大臣宛に提出して下さい。



#### ④ 中立委員の任命

農業委員会は、農地等の権利移動の許可や農地転用許可に関する意見具申等を行っており、その公平・公正な判断が強く求められる組織であることから、農業分野以外の者の意見を反映させることが適当です。

このため、市町村長は、農業委員の任命に当たっては、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならないこととされました(法第8条第6項)。

ここでいう「農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者」は、特定の資格等が求められるものではなく、弁護士、司法書士、行政書士等のほか、例えば、会社員、商工事業者、消費者団体関係者、教育関係者など、農業に従事していない広範な者が該当し得ます。

#### ⑤ 青年・女性の積極的な登用

市町村長は、農業委員の任命に当たっては、年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないこととされました(法第8条第7項)。

このため、それぞれの農業委員会の区域内での農業者の年齢別・性別構成を踏まえた上で、青年や女性が推薦を受け、又は募集に応募するように働きかけを行うなど、青年や女性について適切な人数を任命することが重要ですが、あらかじめ青年や女性の定数の枠を設け、その枠だけ満たせば良いといった運用は適当ではありません。

## 4 推進委員を委嘱する際の要件

推進委員は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから委嘱することとされました(法第17条第1項)。

推進委員については、地域の農地所有者や農業者の信頼を得て、農地利用の調整を公正かつ円滑に実施していく能力が必要であることから、例えば、普及指導員の経験者や経営を次世代に譲った農業者などを委嘱することが望ましいです。



## 5 任命・委嘱後の留意事項

### ア 農業委員について

認定農業者等が農業委員の過半数を占めることとする要件や利害関係を有しない者が含まれることとする要件は任命の日の体制によることとし、認定農業者である農業委員が農業経営改善計画の認定期間満了等により、認定農業者でなくなったこと等によって任期途中で要件を満たさなくなった場合に、直ちに当該農業委員が辞任する必要はありません。

なお、農業委員が1名欠員するごとに農業委員を補充する必要はありませんが、農業委員の欠員が生じたことにより農業委員会の所掌事務を適切に処理できなくなった場合には、速やかに農業委員を任命することが適当であり、その場合には、通常の選任方法と同様に、市町村長が推薦・募集を行う必要があります。

また、欠員により、認定農業者等が農業委員の過半数を占めることとする要件や利害関係を有しない者が含まれることとする要件を満たさなくなった場合については、当該要件を満たす農業委員を任命することが適当です。

### イ 推進委員について

推進委員の欠員が生じたことにより担当区域の所掌事務を適切に行えなくなった場合には、速やかに推進委員を委嘱することが適当であり、その場合には、通常の選任方法と同様に、農業委員会が推薦・募集を行う必要があります。

## 6 農業委員会が推進委員を委嘱しないことができる市町村

農業委員会の必置義務が課されていない市町村並びに農地等の利用の効率化及び高度化が相当程度図られている等の基準に該当する市町村の農業委員会は、推進委員を委嘱しないことができることとされています（法第17条第1項ただし書）。

農地等の利用の効率化及び高度化が相当程度図られている等の基準に該当する市町村は、区域内の農地の遊休農地率が100分の1以下であり、かつ、当該区域内の農地利用面積の担い手への集積率が100分の70以上であることとされています（農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号。以下「令」という。）第7条第1項）。



また、農林水産大臣は、この基準に該当する市町村を公告することとされていますが、この公告の内容については、耕地及び作付面積統計、農地法(昭和27年法律第229号)第30条に基づく利用状況調査及び市町村から報告された担い手への農地の利用集積面積の結果を踏まえ、毎年1回、秋に見直すこととしています。

農業委員の任期途中に当該基準を満たさなくなった場合であっても、当該農業委員の任期満了までは引き続き推進委員を委嘱する必要はありません。

## 7 農業委員及び推進委員の定数等

### (1) 農業委員の定数

農業委員の定数については、条例で定めることとされていますが、農業委員会の会議を機動的に開催できるようにするため、推進委員を委嘱しない農業委員会を除き、現行の半分程度にすることとされました。この考えに基づき、令第5条において、農業委員の定数の上限を次表のとおり定めており、その範囲内で条例で定めることとされています(法第8条第2項)。

区 分			委員の定数の上限
1	(1) 10アール(北海道にあつては、30アール)以上の農地をその耕作の事業に供している個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地をその耕作の事業に供しているその区域内に住所を有する法人の数の合計数(3の項において「基準農業者数」という。)が1,100以下の農業委員会	推進委員を委嘱する農業委員会	14人
		推進委員を委嘱しない農業委員会	27人
2	1の項及び3の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	推進委員を委嘱する農業委員会	19人
		推進委員を委嘱しない農業委員会	37人
3	基準農業者数が6,000を超え、かつ、その区域内の農地面積が5,000ヘクタールを超える農業委員会	推進委員を委嘱する農業委員会	24人
		推進委員を委嘱しない農業委員会	47人





なお、改正令の公布日(平成27年10月28日)において現に在任する選任委員の数が7人を超えている農業委員会については、農林水産大臣の承認を受けて、その7を上回る数を上乘せして定数を定めることができる経過措置が設けられています(改正令附則第3項及び改正規則附則第6条)。

## (2) 推進委員の定数

推進委員の定数は条例で定めることとされていますが、その上限は、農業委員会の区域内の農地面積のヘクタール数を100で除して得た数(1未満の端数を生じたときは、1に切り上げる。)以下であることとされています(法第18条第2項及び令第8条)。

## (3) 農業委員及び推進委員の報酬等

市町村は、農業委員及び推進委員に対し、報酬を支給し、及び職務を行うために要する費用を弁償しなければならないこととされています(法第15条及び第25条)。

この報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については、条例で定めることとされています(地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2)。

## 8 部会の設置及び構成

農業委員会の部会については、これまで、農地等の権利移動の許可等の法令に基づく事務等を処理するための農地部会と、その他の事務を処理するための部会を置くことができるとされていました。

今般の改正では、従来の農地部会等の事務の内容別の部会ではなく、区域別に部会を設けることができ、部会において当該部会に属する区域に関する全ての事務の処理を行うよう改正されました(法第16条第1項及び規則第8条第1項)。

このため、部会の農業委員の構成は、農業委員会本体と同様に、認定農業者等の過半要件等の農業委員構成要件を満たさなければならないこととされています(法第16条第3項)。

部会は、当該農業委員会の区域の一部に係る事務を処理するものとして1又は2以上置くことができることとなっていることから、ある特定の区域のみを対象に部会を設置し、その他の区域は農業委員会本体が事務を行うことも可能です。

また、部会が2以上置かれた場合に、その区域が当該農業委員会の区域の全部となる場合には、農業委員は、いずれかの部会の委員にならなければならないこととされています(規則第8条第2項)。



## 9 農業委員及び推進委員の秘密保持義務

農業委員については、これまで守秘義務は課されていなかったところですが、近年、個人情報保護の必要性が高まっているほか、平成25年の農地法改正により、個人情報的大量に含まれる農地台帳の作成が農業委員会に義務付けられたことから、農業委員及び推進委員について、新たに秘密保持義務を課することとされました。

この対象として、具体的には、農地台帳の公表事項ではない農地所有者及び賃借人等の住所、賃借等の額その他職務上知り得た秘密が該当します。

農業委員及び推進委員は、その職を退いた後も含め、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこととされており、違反した場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科されます(法第57条)。

## 10 農業委員の任期の経過措置

今般の改正では、各農業委員会における農業委員の任期がそれぞれ異なっていることを踏まえ、各現場で混乱なく円滑に新制度に移行できるよう、次のような経過措置が設けられています。

- ① 改正法の施行日の前日(平成28年3月31日)までに任期が満了する農業委員については、現任委員の任期を同日まで延長し、改正法の施行日(平成28年4月1日)付けで新制度に基づき農業委員を任命します(改正法附則第29条第1項)。
- ② 改正法の施行日(平成28年4月1日)以後に任期が満了する農業委員については、現任委員がその任期満了日まで引き続き在任し、その任期満了時に、新制度に基づき農業委員を任命します(同条第2項)。

このため、新制度に基づく農業委員の定数等に関する議案の議会への提出については、現任委員の任期満了日後の任命手続に間に合うように行うこととなります。

現任委員の身分を従前のおりとするために必要な交付金の規定、選挙委員や選任委員に関する規定(任命に関する規定を除く。)、部会の設置等の規定については、改正前の法を適用することとされています。



## 11 職員の確保及び資質の向上

現在、農業委員会事務局の職員数は全国平均で5人となっているものの、その実態を見ると、市町村内部部局と兼任している職員が半数を占めるなど、農業委員会事務局の体制は不十分な状況にあります。

このため、今般の改正では、農業委員会は、農業委員会事務局の事務に従事するために必要な知識及び経験を有する職員の確保及び資質の向上を図るように努めなければならないと、市町村長は、農業委員会に対し、必要な協力をするように努めなければならないこととされました(法第26条第5項)。

これを踏まえ、各市町村は、専任職員の確保、職員の在任期間の長期化、研修の実施等を行っていくことが求められます。

また、農業委員会事務局の職員は、市町村の農政担当部局との連携を図っていくことが重要です。

## 12 情報の公表等

### (1) 農業委員会の情報の公表

農業委員会の情報の公表については、従来から、審議の透明化を図るため、議事録を作成し、これを縦覧に供さなければならないこととされてきたところです。

今般の改正では、所掌事務を見直し、農地等の利用の最適化の推進が必須事務となったことから、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況に関する情報について、インターネット等により公表することが新たに法定化されました(法第37条)。

当該情報の公表については、毎年度、6月30日までに公表しなければならないこととされています(規則第15条第1項)。

### (2) 活動目標等の設定・公表

情報の公表については、PDCAサイクルが適切に働くようにする必要があることから、農業委員会は、区域内の農地等の利用の最適化の推進その他の事務に関して、毎年度、目標とその達成に向けた活動計画を作成するとともに、活動計画の点検・評価結果を市町村のホームページ等で公表することが適当です(農業委員会事務局の実施状況等の公表について(平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知))。



### (3) 農林水産大臣及び都道府県による情報の公表

農業委員会が公表した事項については、農林水産大臣がこれを取りまとめ、公表することとしていることから(規則第15条第3項)、農業委員会は、公表した事項を、都道府県を通じて、地方農政局(北海道にあっては農林水産省経営局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局)に報告するものとします。

その際、都道府県も、管内の各農業委員会ごとの農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況を公表することが適当です。

### (4) 農地情報の適切な管理

平成25年の農地法改正により、農業委員会は、農地台帳及び農地に関する地図(以下「農地情報」という。)を磁気ディスク等をもって作成し、インターネット等により公表することが法定化されました(農地法第52条の2及び第52条の3)。

今般の改正により、農地等の利用の最適化の推進に関する事務が農業委員会の必須事務とされたことから、これを一層推進するためにも、農地情報の正確な記録を確保し、公表する情報を随時更新するとともに、農地中間管理機構との間で農地情報を共有し、人・農地プランの作成・見直しや農地の出し手の掘り起こし等の活動に積極的に活用することが必要です。

# 農業委員会ネットワーク機構

## 1 農業委員会ネットワーク機構への移行

今般の改正において、都道府県農業会議及び全国農業会議所については、農業委員会の活動を支援するネットワーク組織として、都道府県知事又は農林水産大臣が指定する農業委員会ネットワーク機構へと移行し、以下の業務を行うこととされたところです(法第43条)。

- ① 農業委員会相互の連絡調整、農地等の利用の最適化の推進の取組の優良事例の横展開、農業委員等に対する講習及び研修その他の農業委員会に対する支援
- ② 農地に関する情報の収集、整理及び提供
- ③ 新規参入者への関係農業委員会の紹介その他の新規参入に関する支援
- ④ 法人化の支援その他農業経営の合理化のための支援
- ⑤ 農業一般に関する調査及び情報の提供
- ⑥ 農地転用許可に係る農業委員会への意見提出(都道府県知事が指定する農業委員会ネットワーク機構に限る。)

## 2 役員又は職員の秘密保持義務

農業委員会ネットワーク機構の役員又は職員については、農業委員会から農地に関する情報の提供を受け、関係行政機関等又は農地中間管理機構に対して情報提供を行うなどの業務に従事することから、農業委員及び推進委員と同様に、その職を退いた後も含め、農業委員会ネットワーク業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととされており、違反した場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科されます(法第57条)。



### 3 農地等利用最適化推進施策の改善意見の提出

農業委員会ネットワーク機構は、農業委員会ネットワーク業務の実施を通じて得られた知見に基づき、農業委員会が農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務をより効率的かつ効果的に実施するため必要があると認めるときは、農地等利用最適化推進施策を企画立案し、又は実施する関係行政機関等に対し、農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならないこととされています(法第53条第1項)。

この意見については、農業委員会と同様に、農地等利用最適化推進施策に関わる農業・農村の問題を幅広くみ上げた現場の意見が反映されるようにすることとされています。

当該関係行政機関等は、農地等利用最適化推進施策の企画立案又は実施に当たっては、当該意見を考慮しなければならないこととされています(同条第2項)。

また、地方公共団体その他の関係者は、農業委員会ネットワーク業務の実施に関し農業委員会ネットワーク機構から必要な協力を求められた場合には、これに応ずるように努めなければならないこととされています(法第54条)。

## 問合せ先一覧

農林水産省のホームページに、「農業委員会改革ホットライン」を設置しています。

農業委員会制度の改革に関する疑問点やご相談等、お気軽にお問い合わせ下さい。

### <農業委員会改革ホットライン>

[http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/noui/nouihou\\_hotline.html](http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/noui/nouihou_hotline.html)

### (電話での問合せ窓口一覧)

区分	部署名	電話番号
農林水産省(本省)	経営局 農地政策課	03-3592-0305(直通)
東北農政局 (青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島)	経営・事業支援部 農地政策推進課	022-221-6237(直通)
関東農政局 (茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨・長野・静岡)	経営・事業支援部 農地政策推進課	048-740-0144(直通)
北陸農政局 (新潟・富山・石川・福井)	経営・事業支援部 農地政策推進課	076-232-4319(直通)
東海農政局 (岐阜・愛知・三重)	経営・事業支援部 農地政策推進課	052-223-4627(直通)
近畿農政局 (滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山)	経営・事業支援部 農地政策推進課	075-414-9013(直通)
中国四国農政局 (鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知)	経営・事業支援部 農地政策推進課	086-224-4511(代表) (内線2482,2491) 086-224-9407(時間外直通)
九州農政局 (福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島)	経営・事業支援部 農地政策推進課	096-300-6367(直通)
内閣府 沖縄総合事務局 (沖縄)	農林水産部 経営課	098-866-1628(直通)

平成28年4月